

山口県報

平成21年
12月22日
(火曜日)

目 次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
山口県松陰記念館規則を廃止する規則(道路整備課)



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九目 松陰記念館(第二百七十条―第二百七十三条)」を「第九目 削除」に改める。

第九条第一項の表土木建築部の部道路整備課の項第十三号を削る。

第三章第一節第八款第九目を次のように改める。

第九目 削除

第二百七十条から第二百七十三条まで 削除

附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

山口県松陰記念館規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十二号

山口県松陰記念館規則を廃止する規則

山口県松陰記念館規則(平成四年山口県規則第十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

平成二十一年十二月二十二日
発行

発行人

山口県知事